

献 呈 の 辞

われわれが敬愛する片桐善衛先生が、平成 28 (2016) 年 3 月 31 日をもって、名城大学を定年退職されました。ここに、名城法学を退職記念号として片桐先生に献呈することによって、名城大学、そして法学部に対する先生の多大なるご貢献に対して、感謝の念を表したく存じます。

片桐善衛先生は、平成 16 (2004) 年に、法学部応用実務法学科に民法担当の教授として着任され、教壇に立たれました。また同年から大学院法学研究科でも民法学の講義を担当されました。本学での 11 年間のご在職中、気さくなご性格から学生との距離も近く、講義やゼミでは毎年多くの履修者を集めておられました。また、本学では応用実務法学科長の役職を務められました。

片桐先生は、民法の中でも区分所有法、マンション法を一貫した研究分野とされています。片桐理論の中心的内容は、伝統的な公法・私法とは異なる「共法 (ともほう)」という領域を提唱するものであり、マンションの建替えやまちづくりの問題解決には、公・私・共という三つの領域でのチェック過程を経て、相互協力関係を目指すべきというものです。本学在職中の平成 23 (2011) 年 9 月から 1 年間、国内研究員として内地留学をされ、その成果は、平成 27 (2015) 年 3 月に、『区分所有法の探究』(成文堂) を名城法学会選書第 12 号として上梓されました。同書によれば、共法論とまちづくりへの架橋論は、マンション建替え一元論への近視眼的捉え方に対し、視点の転換を提起するものであり (はしがき iii)、先生の研究成果は、わが国のマンション法分野の発展に寄与するものとなっています。そのような研究の基本姿勢は、多数説を疑い、あえて挑戦を試みる片桐先生の反骨心をまさに表しているものといえるでしょう。

親しみやすい雰囲気の中にも、筋を通すべき事柄に対しては厳しく指摘し、常識を疑う片桐先生の姿は、われわれの脳裏に焼き付いています。また、名城大学でのご勤務は、ご自宅のある滋賀県長浜市を週に数日離れて

の生活となりましたが、ときおり奥様も大学にお越しになり、夫婦仲睦まじい姿をみせていただきました。普段はみせない奥様への感謝の気持ちは、上記のご著書のあとがき（「筆を擱くにあたって」）に記された片桐先生のお言葉に集約されていると思います。

片桐善衛先生には、法学部教職員一同、今後ともご高誼を賜りたく、あわせて、率直なご高見を承りたく存じます。先生の、これからのご健勝と、ますますのご発展を祈念申し上げます。

平成 28 年 11 月

名城大学法学会 会長 / 法学部長

伊 川 正 樹